○北陸地方整備局告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　北陸地方整備局長　小俣　篤

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所
　一般国道　百五十九号　かほく市木津ロ二四番四地内　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　北陸地方整備局長　小俣　篤

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所
　一般国道　八号　射水市沖塚原七四五番一から同市寺塚原一〇八〇番まで　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月三十一日

○中部地方整備局告示第四十七号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
安城市藤井町南山九四番二から同市藤井町丸山一番三まで	前	一九・二〇～八〇・五〇メートル
	後	一九・二〇～五四・〇〇メートル（一・八八五キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第四十八号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
愛知県海部郡蟹江町宝一丁目五三五番から同町舟入一丁目八番まで	前	二九・二三～七五・六三メートル
	後	二九・二三～四八・〇五メートル（〇・〇四一キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	愛知県海部郡蟹江町宝一丁目五三五番から同町舟入一丁目一番まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月一日

○中部地方整備局告示第五十号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
豊田市本新町六丁目五〇番一から同市逢妻町四丁目二八番三まで	前	ＢＡ　九・八五～五七・四〇メートル（六・〇六八キロメートル）	上記ＡおよびＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　二一・九五～一四三・九一　三・六一八 九・八五～五七・四〇　六・〇六八 二一・九五～一四三・九一　三・六一八	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十九号